

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋 岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階

（事業所）

土屋ケアカレッジ名古屋教室（指定事業者番号：愛障165号）

愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目10番9号山善ビル6階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

東海圏または東海近郊在住、通学可能なもの

（研修期間）

第6条 令和8年4月6日～令和9年5月28日の期間中50回開催（別紙1）

（募集時期）

第7条 募集開始 令和8年2月1日（すべての回の受講を受け付ける）

募集締切 研修回開始日の前日

（受講定員）

第8条 20名

第9条 募集手続きは次のとおりとする。

1 申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。

2 申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局

TEL：050-3138-2024

Mail：college@care-tsuchiya.com

Web：https://tcy-carecollege.com

受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定

（応募者多数の場合の決定方法：申込順）

(研修参加費用)

第10条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円(税込み、テキスト代含む)
- 2 納付方法 一括納入(銀行振込・クレジットカード決済・コード決済のいずれか)
- 3 納付期限 受講開始日まで

(使用教材)

第11条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第12条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙2「カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第13条 前条の研修を行うために使用する講義および演習・実習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 名古屋教室

(愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目10番9号山善ビル 6階)

土屋ケアカレッジ ホワイトケアスマイル南陽茶屋教室

(愛知県名古屋市港区秋葉2丁目115)

実習：土屋ケアカレッジ 名古屋教室

(愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目10番9号山善ビル 6階)

土屋ケアカレッジ ホワイトケアスマイル南陽茶屋教室

(愛知県名古屋市港区秋葉2丁目115)

ホームケア土屋 東海

(愛知県岡崎市康生通東2丁目41 昴ビル5F)

ホームケア土屋 岐阜

(岐阜県岐阜市長住町8-24 アシスト第2 岐阜マンション201号室)

ホームケア土屋 三重

(三重県四日市市久保田1丁目1-27 安達ビル1階西)

ホームケア土屋 静岡

(静岡県静岡市駿河区八幡5丁目13-2 ベグヴァーム八幡401)

★新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義(科目内において演習と合わせて実施される講義を除く。)に変えて、通信(オンライン)方法による講義を行うものとする。

(担当講師)

第14条 研修を担当する講師

【講義・実習】

【講義・演習】

- ・堀内このみ
- ・堀場真由美

- ・齋藤みさを
- ・長谷川信子

- ・林崇
- ・渡邊良平
- ・中原しのぶ
- ・魯山香織
- ・石原志保
- ・西河佳代
- ・熊本恵子
- ・香山里美
- ・藤田久美

(科目の免除)

第 15 条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第 16 条

1. 修了の認定は、第 8 条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において 90 点以上（100 点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において 90 点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
2. 2 日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。
3. 不適切と判断された場合、失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第 17 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第 18 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。補講にかかる受講料については、無料とする。

(受講の取り消し)

第 19 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第 20 条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 21 条 修了者管理については、次により行う。

1. 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、愛知県が指定した様式に基づき知事に報告する。
2. 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
修了証の再発行手数料は 2,000 円＋発送費用とする。

(研修事業執行担当部署)

第 22 条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

⑤ 運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

- 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
この学則は令和 6 年 6 月 19 日から施行する。
この学則は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
この学則は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
この学則は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
この学則は令和 8 年 4 月 3 日から施行する。

別紙 1

【研修期間】

- 第 1 回 2026 年 4 月 6 日 (月)、 2026 年 4 月 7 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 2 回 2026 年 4 月 13 日 (月)、 2026 年 4 月 14 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 3 回 2026 年 4 月 20 日 (月)、 2026 年 4 月 21 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 4 回 2026 年 4 月 27 日 (月)、 2026 年 4 月 28 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 5 回 2026 年 5 月 11 日 (月)、 2026 年 5 月 12 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 6 回 2026 年 5 月 18 日 (月)、 2026 年 5 月 19 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 7 回 2026 年 5 月 25 日 (月)、 2026 年 5 月 26 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 8 回 2026 年 6 月 1 日 (月)、 2026 年 6 月 2 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 9 回 2026 年 6 月 8 日 (月)、 2026 年 6 月 9 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 10 回 2026 年 6 月 15 日 (月)、 2026 年 6 月 16 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 11 回 2026 年 6 月 22 日 (月)、 2026 年 6 月 23 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 12 回 2026 年 6 月 29 日 (月)、 2026 年 6 月 30 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 13 回 2026 年 7 月 6 日 (月)、 2026 年 7 月 7 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 14 回 2026 年 7 月 13 日 (月)、 2026 年 7 月 14 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 15 回 2026 年 7 月 20 日 (月)、 2026 年 7 月 21 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 16 回 2026 年 7 月 27 日 (月)、 2026 年 7 月 28 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 17 回 2026 年 8 月 3 日 (月)、 2026 年 8 月 4 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 18 回 2026 年 8 月 10 日 (月)、 2026 年 8 月 11 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 19 回 2026 年 8 月 17 日 (月)、 2026 年 8 月 18 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 20 回 2026 年 8 月 24 日 (月)、 2026 年 8 月 25 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 21 回 2026 年 8 月 31 日 (月)、 2026 年 9 月 1 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 22 回 2026 年 9 月 7 日 (月)、 2026 年 9 月 8 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 23 回 2026 年 9 月 14 日 (月)、 2026 年 9 月 15 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 24 回 2026 年 9 月 21 日 (月)、 2026 年 9 月 22 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 25 回 2026 年 9 月 28 日 (月)、 2026 年 9 月 29 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 26 回 2026 年 10 月 5 日 (月)、 2026 年 10 月 6 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 27 回 2026 年 10 月 12 日 (月)、 2026 年 10 月 13 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 28 回 2026 年 10 月 19 日 (月)、 2026 年 10 月 20 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 29 回 2026 年 10 月 26 日 (月)、 2026 年 10 月 27 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 30 回 2026 年 11 月 2 日 (月)、 2026 年 11 月 3 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 31 回 2026 年 11 月 9 日 (月)、 2026 年 11 月 10 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 32 回 2026 年 11 月 16 日 (月)、 2026 年 11 月 17 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 33 回 2026 年 11 月 23 日 (月)、 2026 年 11 月 24 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 34 回 2026 年 11 月 30 日 (月)、 2026 年 12 月 1 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 35 回 2026 年 12 月 7 日 (月)、 2026 年 12 月 8 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 36 回 2026 年 12 月 14 日 (月)、 2026 年 12 月 15 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 37 回 2026 年 12 月 21 日 (月)、 2026 年 12 月 22 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 38 回 2027 年 1 月 4 日 (月)、 2027 年 1 月 5 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 39 回 2027 年 1 月 11 日 (月)、 2027 年 1 月 12 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 40 回 2027 年 1 月 18 日 (月)、 2027 年 1 月 19 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 41 回 2027 年 1 月 25 日 (月)、 2027 年 1 月 26 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による
- 第 42 回 2027 年 2 月 1 日 (月)、 2027 年 2 月 2 日 (火)、 3 日目は実習先の都合による

第43回 2027年2月8日(月)、2027年2月9日(火)、3日目は実習先の都合による
第44回 2027年2月15日(月)、2027年2月16日(火)、3日目は実習先の都合による
第45回 2027年2月22日(月)、2027年2月23日(火)、3日目は実習先の都合による
第46回 2027年3月1日(月)、2027年3月2日(火)、3日目は実習先の都合による
第47回 2027年3月8日(月)、2027年3月9日(火)、3日目は実習先の都合による
第48回 2027年3月15日(月)、2027年3月16日(火)、3日目は実習先の都合による
第49回 2027年3月22日(月)、2027年3月23日(火)、3日目は実習先の都合による
第50回 2027年3月29日(月)、2027年3月30日(火)、3日目は実習先の都合による
※研修日程3日目は各回1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。

カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

	科目名	時間	
1日目	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	オンライン講義
	基礎的な介護技術に関する講義	1	オンライン講義
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	オンライン講義
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	1.5	オンライン講義
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	1.5	オンライン講義
2日目	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	1.5	講義
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	1.5	講義
	喀痰吸引等に関する演習	1	演習
	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	実習
	外出時の介護技術に関する実習	2	実習
3日目 (利用者宅)	重度の肢体不自由者の介護サービス提供 現場での実習	3.5	実習

講義 11 時間

演習 1 時間

実習 8.5 時間

合計 20.5 時間

カリキュラム（重度訪問介護従業者養成研修統合課程）

科目番号	科目名	時間	標準カリキュラムから変更する場合の科目名及び時間数
I 講義 11時間			
8111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	オンライン講義
8112	基礎的な介護技術に関する講義	1	オンライン講義
8113	コミュニケーションの技術に関する講義	2	オンライン講義
8114	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	1.5時間オンライン講義 1.5時間講義
8115	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	1.5時間オンライン講義 1.5時間講義
II 演習 1時間			
8211	喀痰吸引等に関する演習	1	演習
III 実習 8.5時間			
8311	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	実習
8312	外出時の介護技術に関する実習	2	実習
8313	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	実習

注 上記の内、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業における「基本研修」に相当する科目（8111・8114・8115・8211）については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日付け障発1111第2号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号。厚生労働省社会・援護局長通知）に準じて行うこととし、講義（11時間）修了後、筆記試験を行うこと。

講師一覧

No1

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名（略称可）
堀場 真由美 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8111	・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
		実務経験	11年 11か月	8312	
				8313	
堀内 このみ (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8111	
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
		実務経験	15年 10か月	8312	
				8313	
林 崇 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8111	
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
		実務経験	15年 1か月	8312	
				8313	
渡邊 良平 (専任・兼任)	契約 期間 定めなし	現職	株式会社土屋	8111	
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
		実務経験	11年 0か月	8312	
				8313	
西河 佳代 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8111	
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
		実務経験	23年 3か月	8312	
				8313	

注1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。

注2 契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。

講師一覧

No2

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名（略称可）
魯山 香織 (専任・兼任)	契約期間 定めなし	現職	株式会社土屋	8111	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
実務経験	18年 10 か月	8312			
		8313			
中原 しのぶ (専任・兼任)	契約期間 定めなし	現職	株式会社土屋	8111	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
実務経験	13年 8 か月	8312			
		8313			
石原 志保 (専任・兼任)	契約期間 定めなし	現職	株式会社土屋	8111	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
				8112	
		保有資格	介護福祉士	8113	
				8311	
実務経験	21年 10 か月	8312			
		8313			

注1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。

注2 契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。

講師一覧

No3

講師氏名		現職、保有資格、実務経験		担当番号	担当科目名 (略称可)
長谷川 信子 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8114	・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② ・喀痰吸引等に関する演習
		保有資格	看護師	8115	
		実務経験	24年5か月	8211	
齋藤 みさを (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	浜松とよおか病院	8114	
		保有資格	看護師	8115	
		実務経験	17年10か月	8211	
熊本 恵子 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8114	
		保有資格	看護師	8115	
		実務経験	40年9か月	8211	
香山 里美 (専任・兼任)	契約 期間 契約期間の定めなし	現職	株式会社土屋	8114	
		保有資格	看護師	8115	
		実務経験	34年0か月	8211	
藤田 久美 (専任・兼任)	契約 期間 2026年3月31日	現職	株式会社土屋	8114	
		保有資格	看護師	8115	
		実務経験	27年8か月	8211	

注1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任とすること。

注2 契約期間欄には、講師と申請者の機関との契約期間に定めがない場合は「定めなし」と、定めがある場合は契約期間満了日を記入すること。

土屋ケアカレッジ

重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）におけるオンライン授業

●実施する臨時的代替方法の具体的な内容に関する説明

1. 対象科目

重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義

基礎的な介護技術に関する講義

コミュニケーションの技術に関する講義

喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①

経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②

2. 代替手段

オンラインミーティングツール、zoom を使用した遠隔授業

3. 実施方法

対象科目について、担当講師がオンライン上で講義をライブ配信する。

受講生はあらかじめ通知された URL にて視聴する。

質問は zoom の QA 機能、チャット機能、発言可能機能により、講師が適宜受付け、その場で回答することを基本とする。

全時間帯での受講生の視聴を確認するため、講師がランダムに 5 つの視聴パスワードを通知し、受講生はそのパスワードを課題用紙に記入し、通学日に提出する。

合わせて管理視聴者を配置し、受講生の視聴状況を確認する。

受講生の知識の定着を図るため、視聴内容の感想を課題用紙に記入する。

提出された課題用紙を講師が採点及び添削を行う。

●当初予定されていた実施方法に比して、教育の質が保たれていることに関する説明

講義をライブ配信することで、リアルタイムの講義内容を提供できる。

講義で使用する資料の画面共有も可能である。

質問の受付及び回答もリアルタイムで可能である。